

会 議 名	令和3年度 第1回港区児童福祉審議会	
開 催 日 時	令和3年4月13日（火）午後6時30分から午後7時30分まで	
開 催 場 所	港区子ども家庭総合支援センター2階会議室	
委 員	（出席者）岡田委員、奥田委員、小寺委員、小橋委員、白川委員、種谷委員、福島委員、福田委員、松原委員、三浦委員、村上委員、横堀委員 （欠席者）なし	
区 関 係 者	子ども家庭支援部長 児童相談所長 子ども家庭支援部保育政策課長 子ども家庭支援部保育課長 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 児童相談所児童相談課長 児童相談所相談援助担当課長	中島 博子 田崎 みどり 鈴木 雅紀 木下 典子 安達 佳子 保志 幸子 菅原 正興
事 務 局	子ども家庭支援部子ども家庭課長	西川 克介
傍 聴 者	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、傍聴はなし。	
会 議 次 第	<開会> 1 委員委嘱について 2 区長あいさつ 3 各委員・区関係者自己紹介 4 委員長・副委員長の選出について 5 部会の設置について 6 その他 <閉会>	
配 付 資 料	資料1 令和3年度港区児童福祉審議会 委員名簿及び部会員（案） 資料2 港区児童福祉審議会条例 資料3 港区児童福祉審議会条例施行規則 資料4 港区児童福祉審議会部会設置要綱 参考資料1 港区児童福祉審議会 区関係部課長名簿（事務局） 追加資料1 港区児童相談所のあらまし	
会議の結果及び主要な発言		
事務局	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから、「令和3年度第1回港区児童福祉審議会」を開催いたします。</p> <p>本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>私は、当審議会の事務局を担当いたします、子ども家庭支援部子ども家庭課長の西川と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、新たな委員構成での第1回の審議会ということで、委員長が選任されるまでの間は、事務局が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>開催にあたり、当審議会の議事録を作成するため、録音をさせていただきますので、ご了承願います。</p> <p>発言をされる際は、事務局職員からマイクをお渡しいたしますので、マイクを使用して発言していただくようお願いいたします。</p>	

また、本審議会は原則公開の審議会となっておりますが、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、本日につきましては、傍聴なしとさせていただきますので、ご了承ください。

なお、本審議会の様子を写真撮影させていただきます。

撮影した写真につきましては、記録用及び、港区内報道機関に情報提供させていただきますので、あわせてご了承ください。

それでは初めに、本日のオンライン会議での参加者について、ご連絡いたします。オンライン会議でのご参加の方は3名でございます。

奥田晃久様、小橋孝介様、村上八千世様、以上3名の方がオンラインでのご出席となっております。

欠席者はいません。

次に、資料の確認をさせていただきます。

事前に配付させていただきました次第、それから資料1から4まで、それに加えて、参考資料1及び本日新たに追加で配付をさせていただきます追加資料1です。

不足した書類等ございましたら、お申し出ください。

(特になし)

よろしいでしょうか。

それでは次第に沿って進めてまいります。

まず、次第1「委員委嘱について」です。

区長から皆様に委嘱状を交付させていただきます。

なお、オンラインで参加されております3名様につきましては、後日郵送とさせていただきます。

それでは、ただいまから、区長が皆様の座席を回り、委嘱状を交付させていただきます。区長が席まで参りましたら、お名前をお呼びいたしますので、ご起立のうえ、お受け取りください。

名簿順に交付させていただきます。

最初に、岡田耕一様。次に、小寺政明様。次に、白川佳子様。次に、種谷奈雄子様。次に、福島昭宏様。次に、福田笑美様。次に、松原康雄様。次に、三浦麻子様。次に、横堀昌子様。

次に、区長からご挨拶をさせていただきます。

区長、よろしく願いいたします。

区長

本日はお忙しい中、「令和3年度 第1回港区児童福祉審議会」にご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今、12名の皆さんに「港区児童福祉審議会委員」を委嘱いたしました。

区は、今月1日に港区児童相談所を開設し、特別区では4番目、政令指定都市を除いて全国でも7か所目の児童相談所設置市となりました。

保育所や乳児院などの児童福祉施設の指導・認可や里親の認定など、16の事務が新たに区の事務となり、児童福祉に関する区の権限が強化されました。

この港区児童福祉審議会も、児童相談所設置市として新たに設置するものです。本審議会では、保育所の認可、里親の認定、子どもの権利擁護、児童の虐待死亡事例等の検証など、子どもの安全安心を支え、命と権利を守る大変重要な事案について、調査審議を行っていただきます。区は、委員の皆さんから専門的な知見をいただきながら、責任をもって新たな権限を着実に行使し、子どもの権利と命を守ってまいります。

本日お集りいただきました、ここ港区子ども家庭総合支援センターは、増加・深刻化する児童虐待や非行などの問題に対し、地域ぐるみで、未然防止から、保護、措置、家庭復帰まで、迅速に切れ目なく対応するための拠点施設として、開設しました。すべての子どもの命と権利、未来を守っていく体制を整備するため、児童相談所の機能とともに、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の機能を

一体化させ、妊娠期から子育て期、思春期、自立までの児童や家庭の状況に応じた支援を総合的に展開してまいります。
結びに、港区子ども・子育て支援事業計画が掲げる将来像である「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会」の実現に向け、委員の皆さんの引き続きのお力添えをお願い申し上げ、私のご挨拶といたします。

事務局

区長ありがとうございました。
次に、次第3「各委員・区関係者の自己紹介について」、です。
本日は、第1回の児童福祉審議会になりますので、皆様から一言ずつ自己紹介をいただければと思います。
まず、会場にお越しにいただいている委員から自己紹介をいただきまして、次に、オンラインで参加にいただいている委員から、自己紹介をしていただきたいと思います。
なお、会場にお越しにいただいている委員は、大変申し訳ないのですが、オンラインで参加にいただいている委員にもお話が届くように、右側にあります演台前までお進みいただきまして、お願いできればと思います。
なお、新型コロナウイルス感染症対策として、自己紹介をされる際は、マイクには触れず、また、マスクも外さずにお話ください。
それでは、資料1の委員名簿の順に、岡田委員からお願いできますでしょうか。

岡田委員

皆さん、こんにちは。
聖徳大学短期大学部の岡田と申します。
芝浦小学校出身、港南中学校出身で、港区に育てていただいたもので、今も港区に住んでいまして、少しでも港区のお力になればと思っております。
どうぞよろしくお願いいたします。

小寺委員

東京都済生会中央病院附属乳児院の小寺と申します。
中央病院の事務局に所属しておりまして、乳児院に来る前は、墨田区にありまして済生会向島病院の事務部長を9年ほど務めており、昨年4月から本乳児院の院長を務めております。
児童福祉の分野については、まだまだ勉強中ですが、少しでもお力添えできればと思っております。
どうぞよろしくお願いいたします。

白川委員

共立女子大学の白川佳子と申します。
よろしくお願いいたします。
港区では、子ども・子育て会議の会長を務めております。
大学では、教育心理学や発達心理学を担当しているんですが、現場では、中学校や高校のスクールカウンセラー、幼稚園や保育園では保育カウンセラーをしてきた関係で、現場のことを大学との連携を図りながら、港区児童福祉審議会に何か貢献できることがあればと思っております。
よろしくお願いいたします。

種谷委員

港区の建築士事務所協会に所属しており、建築士をしております種谷奈雄子と申します。
保育園や児童養護施設の仕事を主にやっております。自分のこれまでの経験を通じて、何かお役に立てたらと思っております。
よろしくお願いいたします。

福島委員

東京弁護士会に所属しております福島と申します。
事務所所長の平山正剛が、東京オリンピックの年に弁護士登録しまして、その時から港区新橋に事務所を構えています。

非常に長い間、港区とご縁がありますので、何らかの形で恩返しができればと考えております。
よろしくお願いいたします。

福田委員

皆様はじめまして。
東京弁護士会所属の弁護士福田笑美と申します。
私は、2010年から東京都児童相談所の協力弁護士を、2015年からは同じく東京都児童相談所の非常勤弁護士を務めてまいりました。
現在は、現場で奮闘する児童福祉司たちに法的助言を言ったり、児童相談所長の代理人として法的な申し立てをしております。
先日、児童相談所等の内覧会に参加させていただき、児童相談所の開設まですごく大変だったと思うのですが、そういった苦勞を乗り越え、理想的な児童福祉行政を達成しようという信念が伝わり、非常に感銘を受けました。
そして、港区児童福祉審議会に関われるようになったこと、非常にうれしく思っております。
よろしくお願いいたします。

松原委員

明治学院大学の名誉教授の松原康雄と申します。
港区のチャレンジコミュニティ大学にも参加させていただいて、港区とは非常にご縁があります。
そのほか、港区が設置するいくつかの委員会にも参加させていただいており、現在も子ども家庭支援センターで定期的にご協力をさせていただいております。
今後とも微力ではありますが、委員を務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

三浦委員

高輪で小児科の診療所を開業し、今年で8年目になります。
少しでも皆さんのお力になれるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

横堀委員

初めまして、横堀昌子と申します。
私は、今日お集まりの皆様の中で、一番近くにオフィス（研究室）があるかと思っております。これまで25年間青山学院女子短期大学で教鞭をとって参りました。
港区には、特に保育士養成の一環である区内保育園での学生の保育実習で大変お世話になりました。ただ今般、青山学院女子短期大学がクローズに向かう流れにありますので、2021年4月から、私自身は青山学院大学に移籍をいたしました。
これまでとまた違う形で、児童福祉分野に携わっていきたいと思っております。
そういったご縁からも、港区に恩返しと願ってここに立っております。
私自身は、専門が児童福祉の分野の中でも、社会的養護の分野です。児童養護施設での生活支援や里親養育、そして里親さんに支援をする人たちの養成等に主に関わっております。
このように、港区とはいろいろなご縁を感じております。微力ですが、一生懸命つとめますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。
次に、オンラインで参加されております委員の皆様から、自己紹介をいただきたいと思っております。
自己紹介される際は、マイクをオンにさせていただいてからお話してください。
参集されている委員の皆様は、前方のスクリーンをご覧いただけますでしょうか。
それでは、奥田委員からお願いできますでしょうか。

奥田委員

明星大学教員の奥田と申します。
港区児童相談所開設おめでとうございます。開設までには、様々な山あり谷あり

でご苦労なさいと思います。こうして、第1回港区児童福祉審議会が開催されることを本当にうれしく思っております。
大学では、社会的養護や家庭養護、そして児童相談所のあり方を研究しているところです。
これからよろしく願いいたします。

小橋委員

皆さん、こんばんは。
松戸市立総合医療センターの小児科に務めております小橋と申します。
私は、この松戸市立総合医療センターで、家族支援チームという院内の虐待対応チームのリーダーをしておりまして、年間600件近くのケースに対応しております。
当院でも死亡事例とか、さまざまな機関が連携をしながら現在対応を進めているところがございます。
何かお役に立てることがあれば、どうぞよろしく願いいたします。

村上委員

皆様、こんばんは。
常磐短期大学の村上八千世と申します。どうぞよろしく願いいたします。
私の大学は水戸市にありまして、たぶん一番離れている委員になるかと思いますが、港区さんのお仕事では、保育者の運営事業者を選定する委員会、何度かお世話になっております。専門は発達心理学で、大学では、保育士・幼稚園教諭の養成を行っております。
勉強させていただきながらになるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

事務局

委員の皆様、ありがとうございました。
次に、区側関係者をご紹介します。
参考資料1に記載している職員の順に紹介をさせていただきます。
初めに、子ども家庭支援部長の中島博子です。
次に、児童相談所長の田崎みどりです。
次に、私となりますけれども、子ども家庭支援部子ども家庭課長の西川克介です。
次に、子ども家庭支援部保育政策課長の鈴木雅紀です。
次に、子ども家庭支援部保育課長の木下典子です。
次に、子ども家庭支援部子供家庭支援センター所長の安達佳子です。
次に、児童相談所児童相談課長の保志幸子です。
最後に、児童相談所相談援助担当課長の菅原正興です。
以上の委員の皆様及び区関係者で、令和3年度の港区児童福祉審議会を実施させていただきます。
改めまして、よろしく願いいたします。
誠に申し訳ございませんが、区長はここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に次第4「委員長、副委員長の選出について」です。
資料2をご覧ください。
港区児童福祉審議会条例でございます。
本条例が、港区児童福祉審議会の設置の根拠となっているものでございます。
なお、本日は、委員12人全員参加です。過半数以上の参加により成立するとなっておりますので、同条例の第7条第3項の規定に基づいて、本日の審議会は成立したものといたします。
それでは次に、本条例の第6条の第1項をご覧ください。
「審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する」となっております。

	<p>まず、委員長を、委員の皆様の中から選出していただきたいと思いますが、どなたか推薦等のございませんでしょうか。</p>
委員A	<p>私といたしましては、松原委員にお願いしたいと思います。 松原委員は、児童福祉の分野に精通しており、また、港区の事情もよくわかっていらっしゃると思います。 そうした意味からも適任と考えますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ただいま、松原委員を委員長に推薦したい旨のご発言がございました。 他に、ご発言等がございますか。 (発言なし) ないようでございます。 松原委員はいかがでしょう。</p>
松原委員	<p>お受けします。</p>
事務局	<p>それでは、松原委員を、当審議会の委員長に選任することについて、賛成の方は拍手をお願いいたします。 (拍手) ただいまの委員の皆様の手拍子ももちまして、松原委員が委員長に選任されました。それでは、松原委員は、前方の委員長席にお移りください。 (松原委員、委員長席に移動) それでは、この後は、松原委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。 松原委員長、よろしくをお願いいたします。</p>
委員長	<p>改めまして、松原と申します。 港区の児童福祉分野は、特徴的な施策を展開されるということで、児童福祉関係のなかでも、注目すべき自治体だと思っています。 ただ、この児童福祉分野をより良くしていくためには、皆様のご意見やご提案も必要かと思えます。 是非、任期中よろしくをお願いいたします。 私も微力ですが、委員長として務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。 それでは、次に、副委員長の選任を行います。 これも互選になっております。どなたかご意見はございますか。</p>
委員B	<p>私といたしましては、横堀委員にお願いしたいと思います。 横堀委員は、先ほどの自己紹介でもあったとおり、青山学院で長らく教鞭をとっていらっしゃるって、家庭養護に卓越した知識と研究実績をお持ちです。 そして、港区の児童福祉審議会に十分なお力添えをいただけていると思っておりますので、適任と考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>ただいま、横堀委員を副委員長に選出したい旨のご発言がありました。 他に、ご発言はございますか。 (発言なし) ないようでございます。横堀委員はいかがでしょう。</p>
横堀委員	<p>お受けします。</p>
委員長	<p>それでは、横堀委員を当審議会の副委員長に選任することについて、賛成の方は拍手をお願いいたします。 (拍手) ただいまの委員の皆様の手拍子ももちまして、横堀委員が副委員長に選任されました。</p>

では、横堀副委員長は、副委員長席にお移りください。

(横堀委員、副委員長席に移動)

副委員長になられた横堀副委員長から、ひと言ご挨拶をお願いしたいと思います。

副委員長

私がこれまで接点をいただく中で、港区はこれまで先駆的な良い取り組みをされてきていると感じてきました。そこで、微力ではございますが、これまでに学ぶとともに、これからは一緒に学ばせていただきたいと思います。

私はこの施設の前を毎日通って通勤してきました。ですので、本当にこの青山に児童相談所ができるのかと祈るような思いで、大学まで通っておりました。委員長のお働きに学びつつ委員長をお支えしながら努めてまいりたいと思います。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

強力な方に、副委員長をお願いできたことを嬉しく思います。よろしくお願いいたします。

次に、次第5「部会の設置について」です。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料4「港区児童福祉審議会部会設置要綱」をご覧ください。

第2条におきまして、港区では、保育所の設置認可等を調査審議する保育部会、里親や子どもの権利擁護について調査審議する里親・子どもの権利擁護部会、児童の死亡事例や重大な被害を受けた事例を検証する児童虐待死亡事例等検証部会の3部会を設置いたします。

各部会の所掌事項は、同要綱第2条各項のとおりです。

部会の具体的な調査審議内容や進め方等については、各部会の第1回開催時にご説明させていただきます。

次に、資料3「港区児童福祉審議会条例施行規則」をご覧ください。

条例施行規則第2条第2項のとおり、部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名するとしております。

事務局からの説明が終了後、委員長から、部会に属すべき委員を指名していただきます。

また、各部会の部会長についても同様で、施行規則第2条第3項のとおり、部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てるとしておりますので、後ほど委員長から指名していただきます。

最後に、同条例の施行規則第2条第8項をご覧ください。

審議会はその定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決をすることができるとありますが、こちらに基づきまして、部会の議決を、当審議会の議決といたします。説明については以上でございます。

委員長

今の説明についてご質問等はよろしいでしょうか。

(質問なし)

それでは私の方で、今事務局から説明があったとおり、部会の委員を指名させていただきます。

資料1をご覧ください。

委員名簿の一番右端の部会案のとおり、指名させていただきます。

よろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、案のとおり決定いたします。

次に、部会の部会長についても、私から指名させていただきます。

まず、保育部会の部会長は、保育事業者の業者選定を多く経験されていること、さきほどの自己紹介のとおり、港区に縁があります岡田委員を指名いたします。

次に、里親・子どもの権利擁護部会の部会長には、東京都の児童相談所長の経験があり、里親について知見が高い奥田委員を指名いたします。
最後に、児童虐待死亡事例等検証部会の部会長は、私が務めさせていただきます。
皆様、よろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、よろしく願いいたします。

次に次第6「その他」ですが、事務局から何かありますか。

児童相談課
長

港区のここ南青山で初めてスタートしました港区児童相談所のあらましを、お時間をいただき説明させていただきます。

参考資料1をご覧ください。

1ページをご覧ください。

まず、区域については、港区を1つの区域として児童相談所を1つ設置しております。人口は25万8821人で、令和3年4月1日現在の人数です。

コロナ禍で、ここ数年増えてきた子供たちが少し減っているという状況になっています。コロナの後に、また新しい港区がどのようになっていくのかということころですけれども、長い歴史の中では、全世代にわたって人口増が続いているので、またそういう時期がやってくるのかなというふうには、思っています。

児童人口4万人というところ です。

東京都の中では、4つ目の特別区の児童相談所です。江戸川区・世田谷区・荒川区、そして港区が独自の児童相談所を開設したということになります。

児童相談所の説明については、3ページになるのですが、平成28年の児童福祉法の改正で、特別区も児童相談所をつくれることになりました。右側のところに記載があるように、港区においても、児童虐待数は非常に増えてきているところは変わりません。国でも、都でも、港区でも、ずっと増えているというところ です。

令和元年度は、児童虐待相談件数は子ども家庭支援センターで750件ということで、前年度の約1.5倍になります。4月以降感じている点として、やはり、警察からの通告が非常に多いです。DVに関連することもありますし、それ以外に子ども自身が警察に助けてと言うこともありました。

この中の基本方針であるすべての児童が権利の主体として適切に養育されるということを目指して、児童相談所を運営していくということで、権利擁護を一番の柱としています。

さらに、発達の問題を的確にとらえる必要があると、つくづく感じています。子ども自身がはっきりと自分の権利を自覚していつてくれるっていうことは、なかなかできないわけです。どういうふうに発達の問題も絡めながら、大人として子ども自身の権利を守っていくのか、きっちり児童相談所が子どもの状況をとらえているのかということが一番大切になってくるだろうと思っています。

次の4ページをご覧ください。

この施設は、3つの施設が複合となっております。これまで区としてはできる限りの子ども・子育て支援サービスを広げて参りました。この表では、ポピュレーションアプローチと言われる部分についてです。

少しリスクが高いところに、子ども家庭支援センターがあり、そして一番リスクが高い子どもたちに対して児童相談所があり、全部が繋がりがあって初めて、本当に子どもがどんな状況になろうと、どんな年齢であろうと、それがすべて切れ目なく支援できるものというふうに考えています。

次の5ページ目は省略しますが、小さな自治体の強みを生かしながら、特に医療ですとか心理の側面から、ただ虐待してはいけませんよ言葉だけで指導することにとどまらず、どういう親子関係をどんなふうに作り直していったらいいのか、そこのところをしっかりと支援できるような、そういう児童相談所をつくっていきたいと考えています。

次に、6ページ目をご覧ください。これがスタート時の児童相談所の職員体制です。児童相談所長の下に、課長が2人おりまして、係体制は4つです。常勤職員と会計年度任用職員を合わせて83人です。ここに、フォスタリング機関の職員や、医師・弁護士の方々も含めると90人を超える体制でスタートすることができました。

また、社会的養護に関しては、東京都全体で、児童養護施設とか里親さんに関して活用していくというお約束を、東京都と、そして他の児童相談所を作った特別区と一緒に協定を結んでいます。一時保護に関しても、いざというときは協力・連携しようという体制ができています。東京の子どもを東京全体で守るという考えは変えずに、各特別区の特徴を生かした児童相談所運営をしていきます。

また、基本方針にあります子どもの権利擁護ということを中心にした、基本方針の実現に向けた取組としては、次の7ページ目にありますけれども、様々な準備をしてきました。

また、特にこの4番にあります、みなとハートフレンドという新しい仕組みを作っています。これは、児童相談所が対応している子どもや保護者に対して、有償のボランティアを育成して、その人たちにも支援を手伝っていただくというものです。

このみなとハートフレンドの募集を年末に行いまして、1か月の間に、20人定員のところ36人の方が申し込んでくださって、一緒に勉強を始め、研修を進めているところです。

非常にいろんな力が、区の中に又は区の周りにたくさんあって、子どもと家族を放っておけない気持ちになっている人たちがこんなにいるんだということで、すごく励まされましたし、一緒に手を携えて進んでいこうとしています。

次に、また1枚めくっていただきまして、この建物自体も、南青山で開設したということが、また1つの明るいメッセージとして子供たちに届けばいいなと思っています。

保護者の方も大勢訪れています。非常に楽しく、特に1階の子ども家庭支援センターで遊んでくださっています。また、愛の手帳の判定に、何人もの方が訪れていらっやいます。皆さんが、心地よさそうに私たちが一生懸命選んだ椅子に座ってくださっているのを見るだけで、熱い思いが込み上げます。そこを自分たちの場所として愛していただけるということが目標なので、そこまで、この施設全体が繋がりがあって、進んでいければいいなと思っています。

9ページ目にはイメージがありますけれども、まだまだ出発点ですが、この3つの施設が新しくどんなふうに繋がりが合うのかっていうところも、しっかり検証してお伝えすることができればいいなというふうに思っています。

10ページ目、11ページ目の要保護児童対策地域協議会は、子ども家庭支援センターが、中心になって、多くの関係機関をつなげてきました。

これが土台にあったからこそ、今回の児童相談所の開設に繋がったものと思っています。

児童相談所だけでは、子ども家庭支援センターだけではできないことだらけです。先ほどの有償ボランティアの方もそうですけれども、この施設一つひとつが、すべての力を発揮して、地域全体が繋がりがあってこそその支援だと思っていますので、皆さんと一緒に進んでいきたいと思えます。

報告は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。
最後に、事務局から事務連絡等はございますか。

事務局

今後の日程についてご連絡させていただきます。
今後は、先ほど決定いたしました部会ごとに開催いたします。
部会の会議開催前には、事務局から開催通知を送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
なお、委員の皆様全員にお集まりいただき、この審議会は、原則年1回の開催とし、来年度の審議会では、今年度、各部会で審議した内容を部会ごとにご報告いただき予定です。
皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
また、本日の議事録については、内容のご確認をいただくために、各委員には後日送付させていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

委員長

ありがとうございました。
それでは、これで第1回港区児童福祉審議会を終了させていただきます。皆様、お疲れさまでした。